

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

診断された方にご案内したい内容をまとめましたのでご確認ください。

この用紙は
破棄しないようお願いします。

新型コロナウイルス感染症と診断されましたので下記の通り療養をお願いします。 ※本用紙の再発行は行いません

発生届出 ※	(届出対象 ・ 届出対象外)
患者氏名 ※	
電話番号	

発症日 ※	R	年	月	日
診断年月日	R	年	月	日
医療機関名 診断医名 ※				

※ 発生届出対象の方について記載する場合は、電話番号・診断年月日は記載不要です（※のみ記入ください。）

届出対象の方

(医師から発生届が出される方)

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、かつ
新型コロナ治療薬が必要な方
又は
重症化リスクがあり、かつ
新型コロナ罹患により新たに
酸素の投与が必要な方
- ④妊婦の方

登録のあった電話番号に
電話又はショートメッセージ
(SMS) で連絡があります。

※ 急変時の連絡先等をお伝えします。
※ 感染拡大時には、連絡まで数日かかる場合があります。

必要に応じ、
入院先等の調整を行います。

※ 必ず入院等を行っていただくものではありません。保健所により必要性を判断します。

届出対象外の方

(医師から発生届が出されない方)

左記の①～④以外の方

保健所からの連絡はありません。

新型コロナウイルス感染症患者の方が安心して療養を行うことができるよう、「高知県陽性者フォローアップセンター」へ登録をお願いします。

【登録方法】
二次元コードを読み取り、必要事項を入力するか、
電話での連絡をお願いします。 **Tel:088-802-3911**

【注意事項】
・療養証明書は発行されません(証明には本用紙をお使いください)
・特別の理由により、宿泊療養や生活支援物資の配送を希望される場合は、「陽性者フォローアップセンター」へご連絡ください。



体調悪化時の連絡先（問い合わせ先）

電話連絡のあった保健所もしくは、
急変時の連絡先へ連絡をお願いします

体調悪化時の連絡先（問い合わせ先）

高知県陽性者フォローアップセンター
Tel:088-802-3911

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

診断された方にご案内したい内容をまとめましたのでご確認ください。

この用紙は
破棄しないようお願いします。

陽性の方の療養期間・同居されている方の待機期間について

陽性で療養する方の発症日と療養解除予定日											
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
症状のある方 発症日	発症日を0日目とし、7日間						症状軽快後 24時間経過	復帰可能	感染予防の徹底		
症状のない方 検体採取日	検体採取日を0日目とし、7日間							復帰可能			
※ 療養期間を 短縮する場合	検体採取日を0日目とし、5日間				抗原検査で 陰性確認	復帰可能 感染予防の徹底	症状がない方に限り 療養期間の短縮が可能です				

※ 5日目に、自ら購入・入手した抗原検査キットにより陰性であった場合は、6日目に療養解除が可能です。

同居されている方（家族等）の待機期間						
0日目	1日目	2日目(※)	3日目(※)	4日目	5日目	6日目
最終接触日	最終接触日を0日目とし、5日間					待機 解除

※ 2日目及び3日目に自ら購入・入手した抗原検査キットにより陰性であった場合は、3日目で療養解除が可能です。

療養期間中の注意事項

- 療養が解除になっても、有症状の方は10日間、無症状の方は7日間経過するまでは、**感染のリスクがあります。**
 - 検温など自身による健康状態の確認
 - 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
 - 療養中は外出せず、他の人への接触を避けてお過ごしください
- ※ 無症状もしくは、症状軽快後24時間経過すれば最低限の買い出し等のための外出は可能です。
(マスクの着用等感染対策を行ってください)
- 届出対象外の方には、保健所からの連絡はありません。体調が悪化した場合は、フォローアップセンターへ連絡をお願いします。

療養に関する情報

新型コロナに関する情報は、県ホームページ
(高知市の方は高知市ホームページ) をご確認ください。

高知県 新型コロナ



高知県HP



高知市HP

